

令和4年4月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和4年4月21日（木曜日）午前9時59分～午前10時24分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 青森市津波ハザードマップ及び青森市津波避難計画の更新について
- (2) 令和3年度包括外部監査結果への対応について
- (3) 青森県後期高齢者医療保険料率等について
- (4) 青森市議会議員一般選挙の選挙期日等の決定について

○出席委員

委員長	大 矢 保	委 員	山 脇 智
副委員長	山 崎 翔 一	委 員	木 下 靖
委 員	軽 米 智雅子	委 員	丸 野 達 夫
委 員	万 徳 なお子	委 員	洪 谷 勲
委 員	秋 村 光 男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	館 山 新	監査委員事務局長	太 田 綾 子
総務部理事	佐 藤 芳 之	総務部次長	工 藤 拓 実
企画部長	織 田 知 裕	危機管理監	牧 野 豊
企画部理事	奥 崎 文 昭	税務部次長	柴 田 一 史
税務部長	川 村 敬 貴	浪岡振興部次長	小笠原 聡
浪岡振興部長	三 浦 大 延	総務課長	竹 内 巧
会計管理者	柿 崎 哲 男	関係課長等	
選挙管理委員会事務局長	山 谷 直 大		

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	齋 藤 賢 剛	議事調査課主事	笹 雄 貴
議事調査課主査	木 村 結 衣	議事調査課主査	柿 崎 良 輔

○大矢保委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

まず、本日の案件に入る前に、今年度最初の常任委員協議会ですので、理事者側から部長級の職員の紹介をお願いしたいと思います。

初めに、総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部長の館山新でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは私から、青森地域広域事務組合消防本部、会計機関、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の部長級職員を御紹介いたします。

総務部理事消防長の佐藤芳之でございます。

○佐藤芳之総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）消防長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○館山新総務部長 続きまして、会計管理者の柿崎哲男でございます。

○柿崎哲男会計管理者 どうぞよろしくお願いいたします。

○館山新総務部長 選挙管理委員会事務局長の山谷直大でございます。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 山谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○館山新総務部長 監査委員事務局長の太田綾子でございます。

○太田綾子監査委員事務局長 太田でございます。よろしくお願いいたします。

○館山新総務部長 以上で私からの紹介を終わらせていただきます。

○大矢保委員長 次に、企画部長。

○織田知裕企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画部長の織田知裕でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

私から企画部の職員を御紹介させていただきます。

企画部理事青森地域広域事務組合事務局長の奥崎文昭でございます。

○奥崎文昭企画部理事 奥崎でございます。よろしくお願いいたします。

○織田知裕企画部長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大矢保委員長 次に、税務部長。

○川村敬貴税務部長 税務部長の川村敬貴でございます。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

税務部の部長以上の職員は以上でございます。

○大矢保委員長 次に、浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）浪岡振興部長の三浦でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。

最後に、議会事務局職員を私から紹介します。

議会事務局長の齋藤賢剛です。

○齋藤賢剛議会事務局長 おはようございます。齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢保委員長 以上で紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「青森市津波ハザードマップ及び青森市津波避難計画の更新について」総務部長より報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 青森市津波ハザードマップ及び青森市津波避難計画の更新について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

津波避難対策につきましては、平成25年2月、県が公表いたしました青森湾西岸断層帯（入内断層）想定地震による津波浸水予測図に基づき、平成25年度に作成いたしました青森市津波ハザードマップと青森市津波避難計画を活用し、取り組んできたところであります。

津波ハザードマップ及び津波避難計画の更新につきましては、令和2年4月に内閣府から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルが公表されたことを踏まえ、県において独自にシミュレーションを行い、令和3年5月、新たな津波浸水想定を含む解説書が公表されたことから、本市では、この公表を受けまして、津波浸水想定区域や津波に関する防災情報などを記載いたしました津波ハザードマップを更新するとともに、当該ハザードマップに応じ、津波避難計画を更新することとしたものであります。

今回の津波ハザードマップ及び津波避難計画の更新に当たりましては、内陸直下型地震であります入内断層の地震モデルに加えまして、海溝型地震であります日本海溝の地震モデルを併せて記載し、特徴の異なる2種類の津波について、津波の到達時間、津波の高さ、津波の浸水域などを対比しながら、垂直避難、水平避難などの避難方法の違いや、それぞれの避難場所についても分かりやすく記載し、津波避難計画は、津波ハザードマップとリンクするよう地区ごとの基本的な避難行動を示すなどの工夫を凝らしたところであります。

活用方法につきましては、津波ハザードマップ等を活用することで、津波浸水想定区域内の住民や事業者の皆様が日頃から避難所の確認や自身の避難行動について考えていただくほか、防災訓練や防災講話の場などの防災活動に生かしていくこと、さらには、青森市総合防災訓練における事前学習として、地域の実情を踏まえながら、実際の避難路を、実地で確認を行っていただく訓練を取り入れるなど、自主防災組織や町会等の取組を支援してまいりたいと考えております。

今後の予定といたしましては、今月下旬から津波浸水想定区域内の各世帯及び事業所に対し津波ハザードマップを每户配布することとしております。

なお、本常任委員協議会終了後、全議員の皆様に対しましても、津波ハザードマップ及び津波避難計画をそれぞれ印刷したものをお配りいたしますので、御活用いた

だきたいと思います。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの総務部長の報告について、御質疑・御意見等ありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 ホームページにはどのように掲載されるのか聞かせていただきたいんですが。というのも、動画を見ましたら、陸奥湾に波が入り込んできて、他人事ではないんだなということがとてもリアルに伝わってきたので、やはり、紙媒体もいいんですが、そういった動画なども使って周知されたらいいのではないかなと思っているので、お知らせください。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回はあくまでも津波ハザードマップ、いわゆる地図を作成したものであります。今、委員がおっしゃっている動画の部分につきましては、ニュース等では様々流れておりますけれども、今回私どもが作ったものではありませんので、それにつきましては言及できませんけれども、津波ハザードマップ及び津波避難計画につきましては、市のホームページに掲載していくこととしております。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 分かりました。周知などで、ぜひ、活用できる部分は活用していただくことを検討していただければと要望します。

○大矢保委員長 民間のテレビで、何か、そういうのを想定したのをやっている私、目にしていますけれども、ああいうのでよろしいのかどうか——はい、分かりました。

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「令和3年度包括外部監査結果への対応について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年度包括外部監査結果への対応について御報告申し上げます。

本市は、中核市移行に伴い、地方自治法第252条の36の規定に基づく包括外部監査の対象団体となり、同法第252条の37の規定により、平成18年度から、毎会計年度において、財務管理、事業の経営管理等の識見を有する者として契約を締結いたしました包括外部監査人により監査が実施され、報告を受けているところであります。

令和3年度包括外部監査の結果につきましては、去る令和4年3月30日に包括外部監査人から市長、議会、監査委員へ報告書が提出され、令和4年4月11日には議員の皆様へもデータを提供させていただいたところでありますが、改めて、その

概要と対応について、お手元の資料に基づき御説明させていただきます。

配付資料の1ページを御覧ください。

令和3年度は、「持続可能な都市づくり（防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実）にかかる財務事務の執行について」をテーマとし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までを対象期間として監査が実施され、「5 監査の結果」にありますとおり、合规性、経済性・効率性、有効性、目標とする指標に対する実績値の4つの区分について、措置することが必要であると判断されました指摘事項が7件、合理化のために改善を要望するという趣旨の意見が38件ありました。

そのうち、総務企画常任委員協議会に関連するものとしまして、総務部管財課が所管する事業につきましては、指摘事項はなく、意見が4件、浪岡振興部総務課が所管する事業につきましては、指摘事項はなく、意見が2件、同じく都市整備課が所管する事業につきましては、指摘事項はなく、意見が1件ありました。

この結果につきましては、報告書を市ホームページへ掲載したほか、本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎等でも御覧いただけるようにしております。

資料2ページを御覧ください。

「7 対応スケジュール」についてであります。指摘事項及び意見のあった事務の所管部局において検証作業等を行い、是正・改善等の措置を講じた上で、それらを取りまとめまして、改めて、8月の本常任委員協議会で報告するとともに、市民の皆様へ公表してまいります。

なお、この結果につきましては、本日、監査の対象となった事業を所管する都市建設常任委員協議会においても報告いたしております。また、他の部局におきましても、今回、指摘事項及び意見の対象となった項目と類似する事案がないかの確認・検証作業等を行っていくこととしております。

報告は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終わります。

次に、「青森県後期高齢者医療保険料率等について」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 青森県後期高齢者医療保険料率等について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改定に至る背景について」でありますけれども、本県における後期高齢者医療保険制度は青森県後期高齢者医療広域連合により運用されており、その保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、おおむね2か年を通じて財政の均衡を保つことができるように算定し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされております。

令和4年度及び令和5年度の保険料率については、去る令和4年2月18日に開催されました令和4年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、広域連合の剰余金を活用することで可能な限り被保険者の負担の抑制を図ることとして、青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決され、令和4年4月1日から施行されたものであります。

それでは、改定内容について御説明申し上げます。

「2 改定内容について」を御覧ください。

後期高齢者医療保険料率は、所得割率及び被保険者均等割額で設定されておりました。所得割率については現行の8.30%から0.5%引き上げて8.80%へ改め、均等割額については現行の4万4400円を据え置くこととされております。また、保険料の賦課限度額については、現行の64万円から2万円を引き上げて66万円へ改めることとされたところであります。

次に、「3 周知について」であります。このたびの保険料率等の改定内容は、市ホームページでは既に令和4年4月1日からお知らせを行っており、そのほか、「広報あおもり」の5月15日号に掲載するとともに、令和4年7月13日に発送を予定しております令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書等にリーフレットを同封することとしております。

また、青森県後期高齢者医療広域連合においては、明日、4月22日に東奥日報・デーリー東北・陸奥新報への周知広告の掲載を予定しているほか、広域連合ホームページでの周知も予定していると伺っております。

なお、本年第1回市議会定例会予算特別委員会において、蛭名和子委員から、後期高齢者医療保険制度における本人負担割の増加についての御質疑を頂きましたことから、今後は、そうした内容も含めて、青森県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、被保険者の方々への情報発信に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等がありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 改めてお尋ねしますが、減免制度とか、繰延べ制度とか、そういったものはありましたか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 国民健康保険制度と同様に、所得に応じて7割・5割・2割の減免制度があります。実際は、この受付等については、市の窓口で受付させていただいて、それを広域連合に送って、判断は広域連合でしまして、御本人への通知も広域連合で行うと。そういうふうな流れになっております。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もし、お手元にありましたら、昨年度の申請件数とか。なければ、後からでも構いません。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 申請件数と、許可といいますか、減免になった件数について、実は、この協議会がありましたので、私どもで広域連合に直前にちょっと確認したんですけれども、数値は、ちょっと、各市の分は押さえていませんということでありまして、申し訳ございません、お答えすることができません。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市議会議員一般選挙の選挙期日等の決定について」報告を求めます。
選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 青森市議会議員一般選挙の選挙期日等の決定について御報告いたします。

まず、皆様に資料をお配りしたいのですけれども、委員長、よろしいでしょうか。

○大矢保委員長 はい、どうぞ。

〔議会事務局が資料配付〕

○大矢保委員長 皆さんに行き渡りましたか。それでは、選挙管理委員会事務局長、お願いします。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 それでは、御報告いたします。

令和4年4月19日開催の選挙管理委員会定例会におきまして、令和4年11月25日に任期満了となります青森市議会議員一般選挙の選挙期日（投開票日）が令和4年10月30日日曜日、その告示日——立候補の受付日になりますけれども、一週間前、令和4年10月23日日曜日と決定されました。

したがいまして、期日前投票は令和4年10月24日月曜日から29日土曜日までの6日間を予定するということになります。

このことにつきまして、今後、「広報あおもり」やホームページに掲載するなど、市民の皆様へ周知を図ってまいります。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

この際、理事者側から報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員の皆さんから御意見ありますか。秋村委員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員 今日の協議会の案件ではないんですけれども、8月の委員会に、我が会派の木下靖委員から——いわゆるアウガの地階の専用部分に関わる賃料の関係で、二千三百何万円という賃貸料金に関わる裁判を起こして、結果として、裁判

に勝訴したわけですね。勝ったわけですから。それで、相手方は、裁判にも欠席したということですので、結局、全てこちら側の訴えを認めたということなんですが、その後の進捗状況はどんなものでしょうか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

今、秋村委員から御紹介がありましたけれども、建物の滞納賃料の支払い請求事件に係る訴訟につきましては、令和3年第3回定例会で御議決いただいた後、令和3年10月22日に青森地方裁判所へ提訴いたしまして、同年12月22日に市側勝訴の判決が言い渡されたところでありまして、この判決につきましては、相手方が、判決書の送達を受けた日から2週間の控訴期間の満了前までに控訴の提起をしなかったことから、去る令和4年1月20日に判決が確定いたしました。

現在の状況でありますけれども、当該判決確定により裁判所に認定された債権につきましては、これまで相手方から判決に基づく納付がないため、裁判所の関与により強制的に債権を回収する必要があることから、その手続に当たって、弁護士と相談しながら、現在、進めているところでありまして、現在、裁判所が差押えできる相手方の財産を調査しているという状況になっております。

○大矢保委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうすると、相手方の、いわゆるお金に換算するというんですか、換価といいますか、それはまだはっきりしてないということですかね。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいま秋村委員からお話があったとおり、現在、裁判所で、いわゆる差押え——その相手方の差押えできる財産を調査しているという状況ですので、いわゆるその換価できるものが何があるのかというところを裁判所自体が調査をしているという状況になっております。

○大矢保委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私がちょっと気にしているのは、相手方にその換価できる財産がないというような事態が発生したときに、取れる財産は一つもないわけですよ。もし、可能性としてあるとなると、契約書に対して連帯保証人がついていれば、連帯保証人の責任になると思うんですけれども、それがついていないかどうかは分かりません。

そうすると、当然にして、弁護士に対して手付金も払わなきゃ駄目だし、成功報酬も払わなきゃならないし、相手方から一銭も取れなくても弁護士に払わなきゃ駄目なんですよ。そうすると、裁判には勝ったけれども、一銭も取ることができない。むしろ、逆に、金を払って裁判に勝ったと。これでいいのかなという、率直な、そういう疑問を持っているんです。その点いかがですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

今、秋村委員がおっしゃったとおり、弁護士費用等、様々な経費はかかります。ただ、法的な手続を取るためには、いわゆる弁護士という、きちんとした法的な措置をできる方をお願いしてやっていかなければならないものですので、そこは、今後取れるか取れないかという部分について、まだ現時点ではお話しできませんけれども、市は、きちんとした法的な手続を踏まえて進めているということになります。

○大矢保委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 もちろん、その法的な手続に基づいて裁判を進めなきゃ駄目だ、これは誰もが認めるところなんですけど、そうすると、結果として、裁判に勝ったけれども一銭も取れないという事態もあり得るということですね。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

現在、裁判所で、その相手方の財産を調査しているというのは先ほどから申し上げておりますけれども、その結果いかによってということになっていくと思えますので、現時点で最初から取れないとかということには、お話しできないものと考えております。

○大矢保委員長 いいですか。

総務部長、これ、そもそも、あれでしょう。賃貸契約というのは、連帯保証人は取っていないでしょう——ですね。

ほかに意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)